

警察庁丁交企発第241号
令和7年8月25日

公益財団法人交通安全振興機構
代表理事 村井 博敏 殿

警察庁交通局交通企画課長

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う留意事項について（周知）

平素より、交通警察業務への御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今般、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の施行に伴い、原則、令和8年4月1日より地方公共団体情報システム（同法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で使用する文字セットが標準化されることとなりました（別紙1及び別紙2参照）。

これにより、デジタル庁から各府省庁に対して

- 現在、地方公共団体情報システムにおいて用いられている文字セットは、今後、地方公共団体基幹業務システム統一・標準化に伴い、順次、デジタル庁が策定する行政事務標準文字に置き換えられることになること
- 地方公共団体情報システムから出力される帳票に印字される文字の字形（デザイン）や、移行時期の異なる地方公共団体情報システムから出力される帳票に印字される文字の字形が異なる場合があること
- 文字の標準化は、自治体における文字作成等のコスト抑制等のために字形が異なる文字を標準化するもので、字体（漢字の骨組み）を変更するものではないため、所管行政においては標準化前の文字と同一の文字として扱うことになること

が示されております。

皆様におかれましても、地方公共団体の基幹業務のシステム統一・標準化による文字の標準化は、文字の字形の変更であることをご理解いただき、適切にご対応いただきますようお願ひいたします。